

制定 平成 30 年 5 月 14 日
最近改正 令和 3（西暦 2021）年 4 月 1 日

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、保育送迎ステーション開設費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることにより、保育需要が高く、保育所等が不足している地域に居住する保育を必要とする児童が、送迎用の自動車を利用して自宅から遠距離にある保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）を利用できるようにし、もって、保育所等利用待機児童の解消を図ることを目的とする。

（交付の対象者）

第 2 条 この補助金の交付の対象者は、別に定める「大阪市保育送迎バス事業実施要領」に基づき本市から保育送迎バス事業の実施事業者として選定を受けた者とする。

（補助の対象及び補助額）

第 3 条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 保育送迎ステーションの改修工事に必要な工事費又は工事請負費（以下「工事費等」という。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）
- (2) 保育送迎ステーションの開設に必要と認められる設備の整備費及び保育用備品の購入費
- (3) 児童の送迎に用いる自動車の購入費

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる経費の総額と 10,000,000 円を比較して少ない方の額
- (2) 前項第 3 号に掲げる経費と 15,000,000 円（購入する自動車が 2 台である場合は、30,000,000 円）を比較して少ない方の額

3 保育送迎ステーションが他の施設と一体として整備する場合の共用部分及び共通の設備等にかかる工事費等の補助の対象となる経費については、次のとおりとする。

- (1) 各施設の専有面積の割合により按分する。
- (2) 前号によることが困難な場合又は実際の使用方法と乖離があると市長が認める場合は、市長が別途定める割合により按分する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付申請書(様式第1号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の実施前に、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設計図書(配置図及び平面図(室名及び面積が記載したもの))の写し
- (3) 補助事業にかかる収支予算書
- (4) 工事費又は工事請負費の見積書の写し
- (5) 設計監理費見積書の写し
- (6) 保育用備品の購入費など保育送迎ステーションの開設準備に必要な経費の見積書の写し
- (7) 保育送迎ステーションの用に供する土地又は建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書等の写し(契約締結前は、契約書案の写し)
- (8) 児童の送迎に用いる自動車の購入費の見積書の写し
- (9) その他市長が必要とするもの

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、当該申請に係る補助金等の交付の決定又は補助金等を交付しない旨の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請に必要な全ての書類が到達した日に翌日から起算して30日以内(申請内容を補正するための期間は除く。)とする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第7条 市長は、補助事業の完了後、第13条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、承認することとしたときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更等承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の調査の結果、承認することが不相当であると認めたときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更等不承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 4 交付規則第6条第1項第1号の「市長が認める軽微な変更」は、補助対象経費が増加するものを除き次のとおりとする。ただし、事前に本市に協議しなければならない。

- (1) 児童処遇や保育環境の向上を目的とした有用な変更
- (2) 補助対象経費が、事業の見直し等（入札の結果によるものを除く。）により減額となり、その額が第5条第1項により市長が申請者に通知した交付決定額の100分の10に満たない場合の変更

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経

費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金実績報告書（様式第10号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 建物の図書（配置図及び平面図（室名及び面積が記載したもの））の写し
- (3) 補助事業にかかる収支決算書
- (4) 工事についての契約関係書類の写し
- (5) 設計監理についての契約関係書類の写し
- (6) 保育用備品の購入など保育送迎ステーションの開設準備に必要な経費に関する契約関係書類の写し
- (7) 保育送迎ステーションの用に供する土地又は建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書等の写し
- (8) 児童の送迎に用いる自動車の購入にかかる契約関係書類の写し
- (9) 第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する契約についての支払い完了分の領収書の写し、及び未払い分の請求書（ただし、支払期限の到来したもの）の写し
- (10) 第9号に規定する書類で証明される金額が、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
- (11) 建物内外主要部分及び自動車の写真

- (12) 自動車の車検証の写し
- (13) その他市長が必要とするもの

(補助金の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金額確定通知書（様式 11 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(支払報告)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付後速やかに当該補助事業に要する経費の支払を行い、領収書及び振込受領書の写しを添えて大阪市保育送迎ステーション開設費補助金支払報告書（様式第 13 号）を支払後 10 日以内に市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 13 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第 17 条 補助事業者が、補助金の交付後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 14 号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対して当該仕入税額控除額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 本要綱に基づく補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分については、交付規則第 21 条の規定によるもののほか、平成 20 年 4 月 14 日雇児発第 0417001 号厚生労

働省大臣官房会計課長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
の規定による。

(施行の細目)

第 19 条 この要綱の施行の細目については、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3（西暦 2021）年 4 月 1 日

この改正要綱は、令和 3（西暦 2021）年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付申請書

大阪市送迎ステーション開設費補助金の交付を受けたいので、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 申請額の算出基礎

(1) 保育送迎ステーションの改修工事に必要な工事費等及び工事事務費

	①事業費	②補助対象経費	③補助基準 上限額	④補助額(②と ③の少ない額)
工事請負費(A)	円	円	円	円
工事事務費(B)	円	円		
設備整備・保育用品	円	円		
合計	円	円		

※工事事務費(B)の補助対象経費の上限は、工事請負費(A)の2.6%。基本設計費は対象経費外。

④の補助額は千円未満切捨て

(2) 児童の送迎に用いる自動車の購入費

	①事業費	②補助対象経費	③補助基準 上限額	④補助額(②と ③の少ない額)
自動車の購入費	円	円	円	円

3 整備を行う保育送迎ステーションの所在地及び名称

所在地

名称

4 補助事業の名称、目的及び内容

名称：保育送迎ステーション開設事業

目的及び内容：

5 補助金を必要とする理由

6 現在行っている事業の概要

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 設計図書（配置図及び平面図（室名及び面積が記載したもの））の写し
- (3) 補助事業にかかる収支予算書
- (4) 工事費又は工事請負費の見積書の写し
- (5) 設計監理費見積書の写し
- (6) 保育用備品の購入費など保育送迎ステーションの開設準備に必要な経費の見積書の写し
- (7) 保育送迎ステーションの用に供する土地又は建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書等の写し
（契約締結前は、契約書案の写し）
- (8) 児童の送迎に用いる自動車の購入費の見積書の写し
- (9) その他市長が必要とするもの

事業計画書

1 保育送迎ステーションの 名称及び所在地					
2 事業の目的及び効果					
3 事業実施者名					
4 定員 (単位：人)	年齢	3歳	4歳	5歳	計
	定員				
5 事業所の規模及び構造					
(1)建物の面積	専有面積 m²				
(2)建物の構造	造 階建 (内 階部分)				
(3)建物所有者					
(4)権利関係	<input type="checkbox"/> 賃貸 (賃料：) <input type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 行政財産使用許可				
(5)賃貸借等期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

6 開設費内訳		
(1) 工事費		円
(内訳)	補助対象額	円
(2) 設計監理費		円
(内訳)	補助対象算入可能額	円
	補助対象額	円
(3) 設備整備・保育用品購入費		円
(内訳)	補助対象額	円
(4) 自動車購入費		円
(内訳)	補助対象額	円
開設費合計		円
(内訳)	補助対象額	円
7 整備財源内訳		
(1) 補助金		円
(2) 設置者負担金		円
(内訳)	自己資金	円
	借入金	円 (借入先:)
(3) 整備財源合計		円
8 工事期間等		
(1) 工事・請負の別	請負 ・ その他 ()	
(2) 契約年月日	年 月 日 (予定)	
(3) 着工年月日	年 月 日 (予定)	
(4) 完成年月日	年 月 日 (予定)	
(5) 事業開始年月日	年 月 日 (予定)	
9 その他参考事項		

(様式第 2 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

申請者名 様

大阪市長 ○○ ○○
(担当: こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付決定通知書

金 年 月 日付で申請のあった標記補助金については、次の条件を付して
円を交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付の条件

- (1) この補助金は、補助対象事業（以下「補助事業」と言う）である申請者名が行う保育送迎ステーション「(仮称) 事業所名」の開設費補助金として交付するものであり、申請書記載の内容と相違することのないように使用すること。
- (2) 補助事業の内容等を変更（市長が認める軽微な変更を除く）する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号により厚生労働大臣が別に定める期間の考え方を準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図ること。
- (7) 市長が、補助金にかかる執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (8) 工事の経過等事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならないこと。
- (9) 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(10) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支店等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

(11) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(12) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(13) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(14) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「交付規則」という。）及び大阪市保育送迎ステーション開設費補助金要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守すること。

2 その他

(1) 補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 5 年間保存すること。

(2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

申請者名 様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

(様式第4号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(申請者)

住所又は所在地
氏名又は法人名
法人の場合は代表者
の役職及び氏名
連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のありました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金の交付決定については、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(申請者)

住所又は所在地
氏名又は法人名
法人の場合は代表者
の役職及び氏名
連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業
について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

(様式第6号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(申請者)

住所又は所在地
氏名又は法人名
法人の場合は代表者
の役職及び氏名
連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間を併せて示すこと。）

(様式第7号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第8条第1項に規定する承認申請について、次のとおり承認することを通知します。

記

- 1 承認する内容等
- 2 承認条件

(様式第8号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第8条第1項に規定する承認申請について、次のとおり承認しませんので通知します。

記

1 承認しない理由

(様式第9号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

申請者名 様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(申請者)

住所又は所在地
氏名又は法人名
法人の場合は代表者
の役職及び氏名
連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金実績報告書

年 月 日付大阪市指令こ青第 号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業の実績について下記関係書類を添え報告します。

記

- 1 補助金交付予定額 _____円
- 2 整備を行った事業所の所在地・名称及び種別
所在地
名称
- 3 補助事業等の名称
保育送迎ステーション開設事業
- 4 補助金等の交付の決定にかかる通知書の交付日及び交付番号
年 月 日 大阪市指令こ青第 号

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 建物の図書（配置図及び平面図（室名及び面積が記載したもの））の写し
- (3) 補助事業にかかる収支決算書
- (4) 工事についての契約関係書類の写し
- (5) 設計監理についての契約関係書類の写し
- (6) 保育用備品の購入など保育送迎ステーションの開設準備に必要な経費に関する契約関係書類の写し
- (7) 保育送迎ステーションの用に供する土地又は建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書等の写し
- (8) 児童の送迎に用いる自動車の購入にかかる契約関係書類の写し
- (9) 第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する契約についての支払い完了分の領収書の写し、又は未払い分の請求書（ただし、支払期限の到来したもの）の写し
- (10) 第9号に規定する書類で証明される金額が、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
- (11) 建物内外主要部分及び自動車の写真
- (12) 自動車の車検証の写し
- (13) その他市長が必要とするもの

事業実績報告書

1 保育送迎ステーションの 名称及び所在地					
2 事業の目的及び効果					
3 事業実施者名					
4 定員 (単位：人)	年 齢	3 歳	4 歳	5 歳	計
	定 員				
5 事業所の規模及び構造					
(1)建物の面積	専有面積 ㎡				
(2)建物の構造	造 階建 (内 階部分)				
(3)建物所有者					
(4)権 利 関 係	<input type="checkbox"/> 賃貸 (賃料：) <input type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 行政財産使用許可				
(5)賃貸借等期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

6 整備費内訳		
(1)工事費		円
(内訳)	補助対象額	円
(2)設計監理費		円
(内訳)	補助対象算入可能額	円
	補助対象額	円
(3)設備整備・保育用品購入費		円
(内訳)	補助対象額	円
(4)自動車購入費		円
(内訳)	補助対象額	円
開設費合計		円
(内訳)	補助対象額	円
7 整備財源内訳		
(1)補助金		円
(2)設置者負担金		円
(内訳)	自己資金	円
	借入金	円 (借入先：)
(3)整備財源合計		円
8 工事期間等		
(1)工事・請負の別	請負 ・ その他 ()	
(2)契約年月日	年	月 日
(3)着工年月日	年	月 日
(4)完成年月日	年	月 日
(5)事業開始年月日	年	月 日
9 その他参考事項		

(様式第 11 号)

大こ青第 号
年 月 日

申請者名 様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

(様式第 12 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

申請者名 様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

(様式第 13 号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名

印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金支払報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払いが完了しましたので、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第 15 条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告します。

(様式第 14 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地

法 人 名

法人代表者名

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定を受けた大阪市保育送迎ステーション開設費補助金について、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

3 添付書類

(1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）

(2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等

(3) その他市長が必要とするもの。